

市役所での手続き **ハンコレス** **完了!**

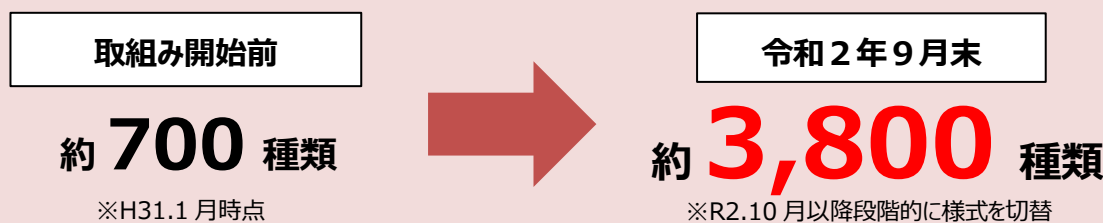
福岡市では、平成31年から、申請の際の市民の負担を軽減するとともに、行政手続きのオンライン化を推進し、やすい環境を作るため、市へ提出される申請書等の押印義務づけを廃止する、いわゆる「ハンコレス」の取り組みを進めてきました。

スマート行政の実現を加速すべく、令和3年3月末までの達成目標だったところを前倒して取り組み、国や県の法令で押印が義務付けられたもの等を除き、

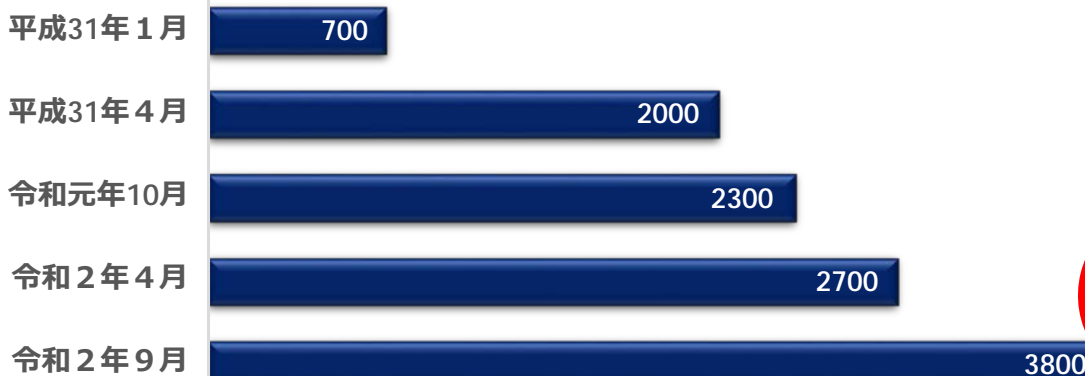
市へ提出される申請書等の押印義務を令和2年9月末ですべて廃止しました！

これまでの取り組み状況

市単独で見直しが可能な申請書総数…3,800種類



押印義務廃止件数の推移



**市で
できること
完了!**

残り 900 種類

国・県の法令で押印が義務付けられている書類等

これまでに見直した様式例

- | | |
|---------------|--|
| ● 高齢者乗車券関係 | 高齢者乗車券等交付台帳（申請書兼受領書）等（約155,000件/年） |
| ● 就学援助制度関係 | 就学援助申請書兼世帯表（約18,000件/年） |
| ● 保育所等入所手続き関係 | 現況届（約32,000件/年）、教育・保育給付認定申請書（約16,000件/年） |

問い合わせ先

福岡市総務企画局行政部総務課
担当：中川原，福田 電話：092-711-4044（内）1203